

# 抹消登記手続書類一覧表

## 抵 当 権 の 抹 消

### ① 抵当権抹消願

- ・内容をご記入の上、認印を押印して下さい。

### ② 土地の登記簿謄本

- ・3ヶ月以内の原本で、登記事項に変更のないもの。
- ・権利証ではありませんので、ご注意ください。

### ③ 建物の登記簿謄本 1通

- ※平成11年12月1日以降に募集した民間建物付宅地分譲を購入された方のみ必要です。

### ④ 1,000円の収入印紙(1権利抹消につき1枚必要となります。)

- ・登録免許税として必要です。
- ・土地一筆につき、1枚必要となります。
- ・複数の土地についての抵当権を抹消する場合は筆数分必要です。
- ・収入印紙は郵便局でお買い求めください。

### ⑤ 土地代金の払込が確認できるもの

(A) 全額繰上償還された方(当日ご入金、決済の場合のみ)

◇振込明細票(当月割賦金、残元金等の入金確認ができるもの)(コピー可)

※翌営業日にはご入金を確認できますので、当日決済以外のお客様は不要です。

(B) 繰上償還でなく、割賦金を完済された方

◇最終回の土地代金払込書(コピー) ※通帳のコピー等

### ⑥ 登記完了証の返信用封筒及び郵便切手(82円)

- ・抹消の登記完了証をお送りする際に必要となります。
- ・小封筒に宛先を明記して、切手を貼付してください。

### ⑦ 注意事項

- ・抹消登記は当機構の嘱託登記にて行ないますので、抹消書類はお渡しできません。
- ・権利者以外の方に登記完了証の送付を希望する場合には、委任状(実印を押印)と印鑑登録証明書の添付が必要となります。
- ・機構に手続き書類が届いてから抹消登記が完了するまで、概ね2～3週間要します。
- ・抹消後の土地登記簿謄本が必要な場合は、お客様が法務局にて取得してください。
- ・分譲住宅、分譲マンションは登記抹消の方法が異なります。  
(詳細は分譲管理収納センター(首都圏域:TEL03-3345-8034)へお問い合わせください。)

[書類送付先](問い合わせ先)

〒163-1321

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー21階

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

販売営業部 販売 CS チーム

TEL:03-3347-0434

# 抵 当 権 抹 消 願

分譲を受けた下記土地の土地代金の残額につきましては、全額を償還しましたので、抵当権の抹消登記を希望します。

平成 年 月 日

現住所

氏 名

印

T E L ( )

(共有の場合)現住所

氏 名

印

T E L ( )

千葉県 千葉県企業庁  
ニュータウン・内陸建設事務所長 殿

独立行政法人都市再生機構  
首都圏ニュータウン本部長 殿

## 記

1. 土地の所在

2. 地 積 . 平方メートル

3. 契 約 日 年 月 日

4. 残金償還日 平成 年 月 日

以 上

機 構 使 用 欄	オンライン確認	住宅建設	入 居	買戻期間	同時申請
					なし・買・仮